大阪市会議員定数及び各選挙区選出数に関する条例の一部を改正する条例案

大阪市会議員定数及び各選挙区選出数に関する条例(昭和26年大阪市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第1条中「86人」を「69人」に改める。

第2条の表を次のように改める。

	選挙区		議員	复数
北		区	3	人
都	島	区	3	人
福	島	区	2	人
此	花	区	2	人
中	央	区	2	人
西		区	2	人
港		区	2	人
大	正	区	2	人
天	王 寺	区	2	人
浪	速	区	2	人
西	淀 川	区	3	人
淀	Ш	区	4	人
東	淀 川	区	5	人
東	成	区	2	人
生	野	区	3	人
旭		区	2	人
城	東	区	4	人
鶴	見	区	3	人
冏	倍 野	区	3	人
住	之 江	区	3	人
住	吉	区	4	人
東	住 吉	区	3	人
平	野	区	5	人
西	成	区	3	人
附	則			

この条例は、次の一般選挙から施行する。

説明

市会議員の定数及び各選挙区選出数を変更するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する。

大阪市会議員定数及び各選挙区選出数に関する条例 (抄)

第 1 条 本市会議員の定数は<u>86人</u>とする。 **69人** 第 2 条 各選挙区から選出する議員数は、次のとおりとする。

į	2 条		各	選	挙	区	カュ	ら	選	出	す	る	議	員	数	V
			選	挙	X								議	員	数	
				省										略	•	
		港				区							3		人	
													2		人	
		大		正		区							3		人	
													2		人	
				省										略	-	
		淀		Ш		区							5		人	-
													4		人	
		東	淀	<u> </u>		区							6		人	_
													5		人	
		東		成		区							3		人	-
													2		人人	
		生		野		区							5		<u>人</u>	-
													3		人 人 人	
		旭				区							3		<u>人</u>	-
		4-1				_							2		人	
		城		東		区							5		<u>人</u>	-
				W									4	m/ >	人	
		7 1	<i>[</i> -;	省	Hマ.	□							1	略		
		阿	1世		EJ	区							4 3		人人	-
		台:	之	• 3	·T	区										
		江	K	- 1	⊥.								4 3		<u>人</u>	-
		住		吉		区							<u>5</u>		人 人	
				П		<u></u>							4		人	-
		東	仹	: 7	吉	区							5		<u>人</u>	
		<i>></i> 1<	,	- '	_	_							3		人	•
		平		野		区									人人人人人	
		'				_							6 5		人	•
		西		成		区							5		人	
						•							3		人	•